

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
		3	43	38	1	2	5				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。										
1	2 福山市の防災への取り組みに関する概要に関する監査の結果及び意見 (1) 「地下街等」の検討について		●	○				地域防災計画に記載すべき「地下街等」について、所管課と地域性や地下街等のリスク等を考慮して範囲設定を協議した結果、2023年（令和5年）7月14日に、一覧を掲載した。	危機管理防災課	2023/9/14	
2	2 福山市の防災への取り組みに関する概要に関する監査の結果及び意見 (2) 福山市強靱化地域計画 ① 市民や企業等との連携・協働について		●			○		現在、福山市国土強靱化計画を各課による修正作業を行っており、各課による修正作業を取りまとめたのち、自主防災組織や防災リーダーなどからの意見を取り入れ、反映したものを改定版とする。 なお、2025年（令和7年度）10月に広島県地震被害想定調査の結果が発表される予定であるため、当該内容についても反映した計画となるよう、速やかに策定事務を進める。	危機管理防災課	2025/9/26	
3	2 福山市の防災への取り組みに関する概要に関する監査の結果及び意見 (2) 福山市強靱化地域計画 ② KPI（重要業績指標）の数値化について		●			○		現在、福山市国土強靱化計画を各課による修正作業を行っており、各課にはKPIの数値化について、できる限り設定するよう依頼している。 なお、2025年（令和7年度）10月に広島県地震被害想定調査の結果が発表される予定であるため、当該内容についても反映した計画となるよう、速やかに策定事務を進める。	危機管理防災課	2025/9/26	
4	2 福山市の防災への取り組みに関する概要に関する監査の結果及び意見 (2) 福山市強靱化地域計画 ③ 福山市防災会議条例について		●	○				2023年（令和5年）3月に福山市防災会議条例を改正した。 また、関係法令等に変更があった場合は、引用している条例等の確認を行う。	危機管理防災課	2023/9/14	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	43	38	1	2	5				
5	2 福山市の防災への取り組みに関する概要に関する監査の結果及び意見 (2) 福山市強化地域計画 ④ 福山市防災会議の議事録の公開について		●	○				2023年（令和5年）7月から、福山市のホームページへ福山市防災会議の会議録を掲載し、市民へ公表している。	危機管理防災課	2023/9/14	
6	2 福山市の防災への取り組みに関する概要に関する監査の結果及び意見 (2) 福山市強化地域計画 ⑤ 県ホームページへのリンクの誤り		●	○				2022年（令和4年）11月に正しいURLへ修正した。また、他のリンクについても、問題ないことを確認した。	危機管理防災課	2023/9/14	
7	3 浸水対策に関する監査の結果及び意見 (1) 排水機場・ポンプ場の管理状況 ① 排水機場・ポンプ場の維持管理業務委託契約に係る予定価格の設定について		●	○				維持管理業務委託契約に係る予定価格の計算方法について、関係部局間で調整し、2024年度（令和6年度）の契約から、昼間・夜間単価の適用時間及び夜間単価の計算方法を統一した。また、各種経費の算定方法を統一した。	農林整備課 水づくり課	2025/3/7	
8	3 浸水対策に関する監査の結果及び意見 (1) 排水機場・ポンプ場の管理状況 ② 農林整備課が所管する排水機場の維持管理業務委託の委託先について		●	○				農林整備課所管の施設のうち、農業用途以外の比重が大きくなっている2施設については、2024年（令和6年）4月から上下水道局及び港湾河川課へ管理部署を変更し、2025年度（令和7年度）から変更先の部署において委託先を地域の水利関係者に変更した。その他の施設については、建設当時と変わらず農業用途の比重が大きいため、引き続き土地改良区へ委託を行うこととする。	農林整備課	2025/9/26	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	43	38	1	2	5				
9	3 浸水対策に関する監査の結果及び意見 (1) 排水機場・ポンプ場の管理状況 ③ 排水機場・ポンプ場における操作員の安全対策について		●	○				福山市土地改良区に対し操作時の安全対策について対応依頼を行い、2022年度（令和4年度）末に所管施設にヘルメット、ライフジャケットが配備され、福山市所管の施設と同様の安全対策がとられた。	農林整備課	2023/9/14	
10	3 浸水対策に関する監査の結果及び意見 (2) 止水板設置補助金交付制度 福山市止水板設置補助金交付要綱における止水板の譲渡に係る規定について		●	○				「福山市止水板設置補助金交付要綱」において、止水板の譲渡は当該建築物又は当該建築物の土地に付属し、止水板単体の譲渡はできないものとする旨の要綱改正措置を2023年（令和5年）10月1日に行った。	お客さまサービス課	2024/9/27	
11	3 浸水対策に関する監査の結果及び意見 (3) 個別工事の検証 ① 特殊な機器費の設計金額について		●	○				物価調査機関へ実勢価格の調査委託を依頼しているが、これまで業務多忙との理由により辞退されている状況である。調査委託期間が3か月程度要することを考慮し、工事発注の前年度に調査委託を発注することも検討したが、近年の物価上昇に対応出来ないという回答を得た。 また、県主催の工事積算の適正化に向けた会議に出席し、実勢価格調査の他の自治体の状況についても調査を行ったが、本市同様に業務多忙のため辞退されている状況である。 2023年（令和5年）11月20日、本市における設計単価の決定方法の一部改定により、「各種単価資料やカタログに単価が無い資材単価決定については見積りとし、特別調書については、資材の特殊性や使用量に応じて各課にて検討実施する。」となったため、特殊性の高い機器において引き続き物価調査機関に依頼することとし、辞退された場合は、見積平均値を採用することとした。	施設整備課	2024/9/27	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	予定中・	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	43	38	1	2	5				
12	③ 浸水対策に関する監査の結果及び意見 ③ 個別工事の検証 ② 一連の工事の業者制限について		●	○				2023年度（令和5年度）から、排水機関連の一連の工事に関係する発注案件がある場合、より多くの建設業者への受注機会の拡大を図り、地元建設業者の技術力の向上や健全な育成等を促進するため、同一業者の参入を制限するかについて、競争性の確保の視点も踏まえながら、入札参加者審査会で審議している。	管財契約課	2023/9/14	
13	③ 浸水対策に関する監査の結果及び意見 ③ 個別工事の検証 ③ 最低制限価格制度の合理性について		●				○	本市では、最低制限価格制度によらず、応札者の各種要素を評価し落札者を決定する入札方法として総合評価方式を採用しており、その評価項目として発注工事に応じた施工実績の適切な評価や幅広い分野での社会貢献が評価される仕組みを作っている。 工事の難易度等により案件ごとに随時適切な入札方法を選択することとしており、現状では制度の改正は考えていない。	建設政策課	2025/3/7	
14	③ 浸水対策に関する監査の結果及び意見 ③ 個別工事の検証 ④ 特殊工法の下請工事について		●	○				公共事業の契約では、発注者により下請業者は選定できない。ただし、標準的な工法では施工が出来ず、特殊工法とした場合には、価格や現場条件への適合性、施工実績、独占的な工法ではないかなどを調査・比較し、経済的で、受注者が施工者を選択できる工法を採用しており、適正に競争原理が働くよう設計している。 2022年度（令和4年度）以降についても、特殊な工法については最新情報を収集し、工事が経済的、効果的、効率的に実施されるよう引き続き適切に対応している。	港湾河川課	2025/3/7	
15	③ 浸水対策に関する監査の結果及び意見 ③ 個別工事の検証 ⑤ 工事単位の考え方について		●	○				水路工事を発注する場合には、農業用水の使用時期による施工期間の制限や同一工法、現場の距離などにより、施工効率や経費の節減が図れるか等を検討したうえで、一括又は単独で発注するなど工事単位を決定している。 2022年度（令和4年度）以降についても、工事の実施にあたっては、まとめて発注することが可能であるかを判断しながら、引き続き現場にあった適切な契約を行っている。	港湾河川課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	43	38	1	2	5				
16	4 洪水ハザードマップに関する監査の結果及び意見 (1) 早期立ち退き避難が必要な区域の設定と表示について		●	○				2023年（令和5年）3月作成の「福山市水害ハザードマップ」では、「家屋倒壊等氾濫想定区域」及び「浸水深3.0m以上」を「早期の立退き避難が必要な区域」とし、地図上に示すとともに地図面の凡例へ記載している。	危機管理防災課	2023/9/14	
17	4 洪水ハザードマップに関する監査の結果及び意見 (2) ハザードマップにおける複数災害の表示について		●	○				2023年（令和5年）3月作成の「福山市水害ハザードマップ」では、洪水と土砂災害に特化したハザードマップとなっている。 避難施設については、災害種別ごとに分けて表示し、災害種別に応じた避難場所を分かりやすく記載している。	危機管理防災課	2023/9/14	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	43	38	1	2	5				
18	4 洪水ハザードマップに関する監査の結果及び意見 (3) ハザードマップの縮尺について		●	○				2023年（令和5年）3月作成の「福山市水害ハザードマップ」では、市内の分割を2分割だったものを15図郭に分け、全図郭において縮尺を1/15、000としている。	危機管理防災課	2023/9/14	
19	5 ため池対策に関する監査の結果及び意見 (1) ため池改修工事の設計における経済性等の検討について		●	○				2023年（令和5年）4月から、市単独事業のため池改修工事の設計についても、工法選定等に伴い検討した内容等の資料を保存することとした。	農林整備課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	43	38	1	2	5				
20	5 ため池対策に関する監査の結果及び意見 (2) ため池の埋立て工事（ため池廃止工事）について		●		○			(措置中) 2023年度（令和5年度）から、ため池廃止工事の検討過程等の記録を保存している。ため池の廃止工事の方針については、下流への影響が大きいものから行うこととした県の対策方針に基づき、関係者の同意を得て順次進めることを2025年（令和7年）2月に公表したところである。マニュアルについては、2025年度（令和7年度）中に作成し、事業の推進に取り組む。	農林整備課	2025/9/26	
21	5 ため池対策に関する監査の結果及び意見 (3) ため池の健全度の調査の遂行		●	○				広島県において防災重点農業用ため池の詳細診断（劣化状況評価及び豪雨耐性評価）は、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）の3年間で完了した。	農林整備課	2025/3/7	
22	6 備蓄（避難所の避難者向け生活資材）に関する監査の結果及び意見 (1) 市の備蓄計画の見直し方法について	●		○				2023年（令和5年）3月に「福山市災害備蓄方針」を策定した。当方針は、広島県の「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」に準拠し、実施期間は設けなかったが、方針の見直しについて規定し、「福山市地域防災計画や県方針の見直し等、必要に応じて見直すこととする」とした。また、当方針に備蓄品目の考え方や数量の根拠等を記載し、都度見直しが可能なものとした。	福祉総務課	2023/9/14	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 措置内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	予 定 ・ 措 置 中	検 討 中	措 置 し な い				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	43	38	1	2	5				
23	6 備蓄（避難所の避難者向け生活資材）に関する監査の結果及び意見 (2) 市の備蓄計画の内容について		●	○				備蓄の考え方や財政負担を整理した上で、2023年（令和5年）3月に「福山市災害備蓄方針」を策定した。備蓄の考え方については、県方針に準拠する形で策定を行ったが、県と市の断水率の違い（広島県39.4％、福山市93.54％）から、乳幼児ミルクと簡易トイレ本体のみ、異なる算定根拠とした。	福祉総務課	2023/9/14	
24	6 備蓄（避難所の避難者向け生活資材）に関する監査の結果及び意見 (3) 備蓄品の購入方法について		●	○				2022年度（令和4年度）からは、備蓄品の購入について、各品目の条件を見直し、納期等の履行期限に十分配慮した仕様書の作成を行った。引き続き、効果的・効率的な定期購入に努めるとともに、賞味期限・使用期限を迎える品目は、防災訓練などに払い出しを行いながら、ローリングストックを進めてまいります。	福祉総務課	2025/3/7	
25	6 備蓄（避難所の避難者向け生活資材）に関する監査の結果及び意見 (4) 飲料水の備蓄について		●	○				災害時においても、浄水場と配水池で全市民が必要とする1週間分の飲料水を確保することを基本としており、さらに緊急用として、災害備蓄用アルミボトル水を確保している。ペットボトル水の製造については、製造目的や費用対効果、環境への配慮などを比較検討した上で、2022年度（令和4年度）末をもって製造を中止した。なお、2023年（令和5年）3月に策定した『福山市災害備蓄方針』に「水道施設の破損による飲料水不足や、給水車等による運搬が行えない場合を想定し、飲料水の備蓄に努める」と記載した。飲料水は、食料や毛布などに比べて、簡単に調達できることが見込まれ、災害発生時以外、使用しない在庫を大量に抱えることは非効率的であるため、具体的な目標数は設定せず、「被災状況に応じて、災害時応援協定等を活用し、効率的・効果的に物資を確保する」とし、定期的に、協定先と担当者・連絡先の確認を実施している。	上下水道総務課 福祉総務課	2025/9/26	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	43	38	1	2	5				
26	6 備蓄（避難所の避難者向け生活資材）に関する監査の結果及び意見 (5) 給水用資機材の備蓄について		●	○				災害等により断水が発生した場合、迅速な対応を実現するためには、給水車による応急給水が必要である。しかし、給水車一台で対応できる水量には限りがあり、大規模な地震のように広範囲で被害が発生する災害に対して、その地域を所管する事業体が単独で対応することは困難である。例えば、広島県が示す南海トラフ地震における本市の被害想定に対して、給水車のみで対応する場合には、100台を超える台数が必要になる。 このため、水道事業における災害対応については、全国の事業体による応援体制が構築されている。災害が発生した場合には、被災事業体は速やかに応援を要請し、これに応じて、全国の事業体から応急給水や応急復旧などの必要な支援が行われる仕組みである。 また、本市では、基幹管路を中心に管路の耐震化に取り組んでいる。配水池から広域避難所や学校など多くの避難者が集まる場所までの間の管路については耐震化が進んでいる。耐震管が布設されている地域では、地震が発生した場合でも、消火栓に「仮設給水栓」を設置することで給水することが可能である。 更に、給水車を効率的に運用するために、仮設水槽の整備を進めている（2025年度までに40基を予定）。こうした中、給水車は、耐震管の整備が進んでいない地域や他事業体の応援が間に合わない場合の緊急の対応を担うものであり、必要台数を4台として決定している。	上下水道総務課	2025/3/7	
27	7 備蓄（水防資器材）に関する監査の結果及び意見 水防倉庫の耐震化等について		●	○				水防倉庫の管理については、毎年の定期点検において、現状の把握に努めている。 耐用年数や土地・建物の現状などから、建替え等の必要が生じた場合は、耐震性を確保した移設、建替え等を実施することとした。	建設政策課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	予定中・	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	43	38	1	2	5				
28	8 業務継続計画に関する監査の結果及び意見 (1) 業務継続計画の見直しについて		●	○				2025年（令和7年）3月に業務継続計画と福山市災害時受援計画の改訂を行い、本市に必要な資源（人・もの）を洗い出し、災害発生時に不足する場合には速やかに他機関へ応援を要請するよう見直しを行った。引き続き、大規模災害が発生する毎にその際の課題等を踏まえ、多様化する災害に対応できるよう見直しを行っていく。	危機管理防災課	2025/9/26	
29	8 業務継続計画に関する監査の結果及び意見 (2) 非常時優先業務の整理について		●	○				非常時優先業務の見直しにおいては、取りまとめ課を中心として関係部署と調整を行いながら見直しを行うことで、業務内容や業務開始時期等の妥当性を確認することができ、2025年（令和7年）3月に改訂した。また、非常時優先業務の業務開始目標時期の区分については、業務継続計画の手引きを参考にし、「発災当日」という表現を改め、「3時間以内」「1日以内」とすることで、より優先度の高い業務を明確にした。	危機管理防災課	2025/9/26	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	43	38	1	2	5				
30	9 避難行動要支援者の対策に関する監査の結果及び意見 (1) 避難支援制度の未登録者に対する情報更新について		●				○	2023年度(令和5年度)から他市町の状況や地域からの意見を踏まえ、制度対象者の要件見直しを行った。2025年度（令和7年度）に対応が急がれる登録調査の未回答者に対しての意向確認の取組を5月から開始した。 また、毎年、障がいサービスの更新時のお知らせ、広報、出前講座等を通じての制度周知や、民生委員の見守り活動の中で支援が必要な者への声掛けを行う等、意思未確認の者についても、制度登録ができるよう配慮している。	福祉総務課	2025/9/26	
31	9 避難行動要支援者の対策に関する監査の結果及び意見 (2) 避難支援連絡会議と地域との意見交換会について		●	○				2022年（令和4年）10月以降、取組について協力を得られた地域について、現状や課題について意見交換を実施した。今後も継続して、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて意見交換等を行う。地域全体との意見交換を行う「地域との意見交換会」は、危機管理防災課等の各関係課と連携し開催。挙げられた意見は、「避難行動要支援者 避難支援連絡会議」において、効果的な施策に繋がるよう協議した。	福祉総務課	2025/3/7	
32	9 避難行動要支援者の対策に関する監査の結果及び意見 (3) 避難支援団体への情報提供方法について		●	○				避難支援団体等には、制度登録希望者の住所、名前が記載されたリスト及び要介護認定の状況や各種手帳の有無、緊急連絡先等の情報を渡し、避難支援フォローや個別避難計画の計画的な作成を進めていただいている。 避難支援団体等への名簿情報の提供方法については、地域の要望に沿って改善している。	福祉総務課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 措置内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い				
		3	43	38	1	2	5				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。										
33	1 〇 自主防災組織への助成制度に関する監査の結果及び意見 (1) 福山市水防資器材貸与要綱の運用について	●		○					2023年（令和5年）6月1日に対象資器材の用途や使用実態を鑑み要綱を改正し、「貸与制度」から「給付制度」に変更した。 それに伴い、防災資器材の台帳管理は、給付先自主防災組織が行い、2年に1度の保管状況報告を不要とした。 ただし、給付を受けた後、再度、別表1-②に定める備品の給付申請をする場合は、防災資器材管理台帳(様式3-2)の写しを添付することとした。 また、防災資器材給付申請書(様式1)を修正し、別表1の給付上限数を超えて申請する場合の理由を記入する欄を設けた。	危機管理防災課	2023/9/14
34	1 〇 自主防災組織への助成制度に関する監査の結果及び意見 (2) 同要綱の規定について	●		○					2023年（令和5年）6月1日に対象資器材の用途や使用実態を鑑み要綱を改正し、貸与対象資器材が土のう袋等の消耗品であり、再利用が難しいため、資器材の適正管理及び適正使用に関する事項を明記したうえで、その内容を「給付」と改め、2年に1度の保管状況報告を不要とした。 また、必要に応じて市が現地調査ができる旨の条項を追加した。	危機管理防災課	2023/9/14
35	1 〇 自主防災組織への助成制度に関する監査の結果及び意見 (3) 参照条項の修正について	●		○					2023年（令和5年）6月1日に、当要綱第2条を「自主防災組織災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条に規定する団体をいう。」と改正した。	危機管理防災課	2023/9/14
36	1 〇 自主防災組織への助成制度に関する監査の結果及び意見 (4) 文言の統一について	●		○					2023年（令和5年）6月1日に、要綱、様式をすべて「防災資器材」に文言を統一するよう改正した。	危機管理防災課	2023/9/14

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	43	38	1	2	5				
37	1 1 小規模崩壊地復旧事業に関する監査の結果及び意見 (1) 事業費の限度額について	●		○				危険箇所の早期解消と同一施工による負担低減のため、2024年（令和6年）4月1日に福山市小規模崩壊地復旧事業実施要綱を改正し、事業費の限度額は廃止した。	農林整備課	2025/3/7	
38	1 1 小規模崩壊地復旧事業に関する監査の結果及び意見 (2) 市税完納要件について	●					○	本事業は、荒廃林地の復旧又は荒廃の恐れのある林地の予防を行う事業で、事業の実施に当たっては、受益者から分担金（事業費の20%）を徴収している。 なお、人命を守るために実施する事業であることから、市税完納を条件とする事業には適していないと判断している。	農林整備課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 措置内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	43	38	1	2	5				
39	1 2 上下水道施設の耐震化に関する監査の結果及び意見 (1) 地球温暖化対策への取組の必要性		●	○				上下水道事業は、浄配水や下水処理の際に大量に電力を消費する装置産業であり、施設の省エネルギー対策を推進する必要があることから、上下水道事業の経営の基本計画である「福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）」（2017年（平成29年）2月策定）において「環境にやさしい上下水道」を柱の一つに掲げ、環境負荷の低減に取り組むこととしている。 同ビジョンの改定（2022年（令和4年）3月）にあたっては、上下水道事業としてSDGsの理念に沿った取組を推進することとしており、具体的には「施設・設備の最適化」として、施設規模の縮小や統合も含めた全体最適化と併せて、高効率なポンプ・モーターの設置や圧力を有効利用した直結増圧方式への変更による二酸化炭素排出量の削減にも取り組んでいるところであり、必要な経費を10年間の収支計画である投資・財政計画において見込んでいる。 投資・財政計画については、少なくとも5年に一度の頻度で計画の見直しと経営全般の検証を行うこととしており、再生可能エネルギーの活用など、新技術の導入に向けた調査・研究も行う中で、必要となる経費を適切に見込んでいく方針である。	財務経営課	2023/9/14	
40	1 2 上下水道施設の耐震化に関する監査の結果及び意見 (2) 市民への周知徹底		●	○				市民への防災啓発としては、梅雨時期前や防災の日 に、広報ふくやまやSNS、テレビ・ラジオなど、様々な情報媒体を通じて行っているほか、出前講座、各種イベントでのブース設置など機会を捉えて効果的な広報広聴活動に取り組んでいる。 また、さらなる水害への防災意識向上を図るため、市民にとってより分かりやすい水害ハザードマップを2023年（令和5年）3月に作成し、全戸配布した。	危機管理防災課	2023/9/14	

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。		3	43	38	1	2	5					
41	1 3 福山市消防団に関する監査の結果及び意見 (1) 消防団員の出勤実績の把握	令和3年度までの消防団員の出勤実績については、分団長等から消防団員出勤報告書により毎月報告を受け紙ベースでの保管としていたが、個人別の消防団員の出勤実績を整理できていなかった。令和4年4月からは、消防団員や消防職員の事務負担の軽減を図ることを目的として、スマートフォンアプリによる報告としているが、包括外部監査の意見を受けるまでは、個々の出勤実績等を整理できておらず、出勤実績について集計を確認できるものは、消防年報に掲載してある分団別出勤実績のみであった。 消防団員の活動状況を適切に認識するためだけでなく、退職報償金の支給に関して年間の出勤実績等を総合的に勘案することからも、災害対応や訓練の個人別の出勤実績を把握することが大切である。		●	○					2022年度（令和4年度）から、消防団アプリのアップデートにより、アプリによる個人別の出勤実績の把握が可能となり、より適正な活動実績の把握を行っている。	警防課	2023/9/14	
42	1 3 福山市消防団に関する監査の結果及び意見 (2) 消防団員への報酬	地方自治法第203条の2第2項の規定では、非常勤職員に対する報酬は日額報酬を原則としているが、「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」とされており、地方自治法の規定の例外として年額報酬が規定されている。出勤報酬が支給されない活動として、機器の点検など即応体制をとるために必要な作業や、会議への出席など消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動があり、基本的性格を持つ報酬として年額報酬を支給することは問題ないと考えられる。しかし、災害対応や訓練の出勤実績がないだけでなく、機器の点検や会議への出席などが全くない消防団員に定額の年額報酬が支給されることに関しては、市民からの批判の対象となり、消防団の信頼性が損なわれる恐れがある。したがって、災害対応や訓練の出勤実績が少ないだけでなく、機器の点検や会議への出席などが少ない消防団員に対しては、年額報酬の支給停止や減額を可能とするような一定の基準を設定することが望ましい。		●				○		2024年(令和6年)8月23日に第2回処遇改善検討委員会を開催し、より消防団活動に参加しやすく、また、入団しやすい環境整備を目的に休団制度及び機能別団員の在り方等を検討している中で、職務報酬（年額報酬）の支給停止や減額を可能とするような一定の基準を設定することについては、今後、機能別団員等の制度が導入され、活動の範囲が限られる場合は、職務報酬の減額をすることにより、基本団員との均衡性を図る必要があると考えるが、消防団員として即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動（消防団員の遵守事項等）が課せられることから、基本給的性格を持つものが職務報酬であること、さらには活動実績に応じては出勤報酬が支給されることから、活動実績に応じた職務報酬の支給の調整については考えていない。	警防課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）		区分		※					措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
		見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	43	38	1	2	5				
43	1 3 福山市消防団に関する監査の結果及び意見 (3) 消防団員への退職報償金	福山市における退職報償金の支給制限については、福山市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第6条に規定され、同条第4号において勤務成績が特に不良であった者に対しては支給しないこととされている。勤務成績の不良に該当するか否かについては、「年間の出勤回数が三分の一以下である者又は出勤回数は三分の一以上であるが消防活動に意欲を欠くと認められる者などが該当（昭和39年消防庁教養課長回答）」を参考とし出勤実績の多寡を含め総合的に判断しており、一律的に支給又は不支給としているものではない。 令和3年4月には消防庁長官により「消防団員の報酬等の基準の策定等について」が通知され、出勤報酬の創設や、年額報酬及び出勤報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項が取りまとめられるなど、消防団員を取り巻く環境は大きく変化しているところである。また、昭和39年当時と現在とでは、退職報償金の金額は引き上げられている。 このような状況の中、勤務成績の不良に該当するか否かについて、年間の出勤回数が三分の一以上であることを一つの基準とすることが現代においても妥当であるかどうかは再度検討する必要があると思われる。	●				○	消防団員の処遇については、より消防団活動に参加しやすく、入団しやすい環境整備ができるよう、国の通知を踏まえる中で改善を行っており、年額報酬や出勤報酬について、国の標準額を基に設定している。退職報償金に係る支給制限について、現時点では本市独自の基準を定める根拠がないため、国の制度に準じた対応とする。	警防課	2025/9/26		
44	1 3 福山市消防団に関する監査の結果及び意見 (4) 消防団員の処遇改善	消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在であるが、消防団員数は全国で2年連続で1万人以上減少している状況であり、令和4年4月には80万人を割り込む事態となっている。 出勤回数が少ない消防団員に対して、年額報酬や退職報償金の支給停止や減額を検討する必要があるが、それだけでは消防団員の減少を招くことになりかねない。災害が多発化する中、消防団の役割も多様化しており、一人一人の消防団員の負担は以前よりも増加しているの、消防団員の苦勞に報いるための処遇改善も必要である。 福山市における階級が団員である消防団員の年額報酬は年額36、500円、出勤報酬は出勤1日につき8、000円以下と国が定める標準額と同額であり、報酬面での必要な処遇改善が行われている。また、スマートフォンアプリによる出勤管理や出勤指令などができるようにすることで消防団員の事務負担の軽減を図る等、事務面での課題解決にも取り組んでいる。引き続き消防団員の処遇改善を積極的に行うことで、消防団員確保を進めていく必要がある。	●	○				消防団員の処遇改善については、国の通知を踏まえた報酬額の見直しや、スマートフォンアプリの導入による事務負担の軽減、防火衣・防火帽の更新、入団に関する基本方針の策定など、より消防団活動に参加しやすく、入団しやすい環境整備ができるよう取り組んできた。引き続き、消防団員の確保に向け、処遇改善に取り組んでいく。	警防課	2025/9/26		

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	43	38	1	2	5				
45	1 3 福山市消防団に関する監査の結果及び意見 (5) 消防団へのドローン導入		●	○					ドローンについては災害発生時において、被害状況等を俯瞰的視点から情報収集することができるなど非常に有用であり、消防局において配備し活用している。消防団によるドローン運用については、導入に向けた検討を進めるため、2024年（令和6年）に引き続き2025年（令和7年）5月の規律・機関員訓練においてドローン講習を実施し、また、2024年（令和6年）10月には広島県主催のドローン研修会へ団員を派遣し、2025年（令和7年）10月には消防学校におけるドローン操作講習会に派遣を予定しているとともに、実際にドローンの活用をした訓練を実施している。引き続き、ドローン有資格者を中心に研究を進めるなど、導入に向け取り組んでいく。	警防課	2025/9/26
46	1 3 福山市消防団に関する監査の結果及び意見 (6) 補助金交付要綱の未整備		●	○					2023年（令和5年）4月に福山市消防団活動費補助金要綱を策定した。要綱に基づいて引き続き適正な補助金執行に努める。 なお、補助率については、福山市消防団活動支援補助金交付要綱第4条において消防団活動補助金の額は、予算の範囲内において交付し、補助対象経費の10分の10としている。また、予算については、実績を踏まえ予算措置をしているもの。	警防課	2025/3/7